平成２８年（フ）第１２４９号
福岡市早良区原２丁目13番24―303号、前住所福岡県糸島市二丈深江2035番地１
破産者　岩本　　学
１　決定年月日　平成28年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３４８号
福岡県太宰府市観世音寺２丁目18番33号ニシキプラザ102号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市梅香苑２丁目９番16号
破産者　田川　英雄
１　決定年月日　平成28年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０４号
福岡市東区西戸崎２丁目25番８号
破産者　渡邉　亨一
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４０３号
札幌市中央区南12条西６丁目１番38号　プレミエール中島公園通602号
破産者　佐藤　宏幸
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７９号
静岡県富士市厚原1434番地の28、破産手続開始時の住所静岡県富士市厚原1151番地の２
破産者　宇佐美宗延
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２８０号
静岡県富士市厚原1434番地の28、破産手続開始時の住所静岡県富士市厚原1151番地の２
破産者　宇佐美智美
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１２６８号
名古屋市天白区植田山３丁目1201番地　ＢＥＬＬＡ植田山101号、開始決定時の住所名古屋市天白区元植田２丁目2106番地
破産者　安田　正彦
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７５５号
大阪市東成区神路１丁目４番15号、開始決定時大阪府東大阪市大蓮南１丁目２番17号
破産者　佐野賢治郎
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０９号
広島市東区中山上２丁目28番20号
破産者　佐藤　康己
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６５号
福岡県筑紫野市大字筑紫843番地３
破産者　水町ゆかり
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１２５号
福岡市博多区那珂６丁目４番15号、前住所福岡市博多区吉塚４丁目３番29号
破産者　福嶋　英樹
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２９号
大分市大字三佐2316番地
破産者　外山　　諒
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
宮城県東松島市矢本字栄町18番地　市営アパート１号館13号室、住民票上の住所宮城県東松島市大曲字横沼49番地１　コスモ横沼108
破産者　千葉　恒長
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第９５６号
横浜市鶴見区尻手１丁目８番17―206号
破産者　大谷　之雄
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３６６号
横浜市南区大岡１丁目７番16―306号
破産者　金城　永宗
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０２号
東京都練馬区氷川台２丁目１番８号　エクセル秀光102号
破産者　岩田　真幸
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２９号
横浜市緑区寺山町171番地１　ラウンドヒルズＦ　101号
破産者　野上　優一
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９６３号
神奈川県大和市下鶴間２丁目４番29―201号
破産者　川上　佳子
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部